

授業科目名	権利擁護を支える法制度	単位数	2
担当教員名	伊東 享子	担当形態	単独
実務内容 (実務家教員の場合)			
<p>「学位授与の方針」との関係 問題を提起する現場において、専門知や統合知を使い、解決のために解決のために実践しようとする気概を持つこと。人権擁護と権利擁護の考え方を知る。</p>			
<p>授業の到達目標及びテーマ</p> <p>(1) 相談援助活動と法（日本国憲法の基本原理、民法、行政法）との関わりを理解する。  (2) 権利擁護に係る組織、団体の役割と実際を知る。  (3) 後見制度（成年後見制度、任意後見制度）の理解を深める。  (4) 日常生活自立支援事業、成年後見利用支援事業の理解を深める。  (5) 権利擁護活動の実際を知る。</p>			
<p>授業の概要</p> <p>人には、権利能力、意思能力（判断能力）、行為能力という能力が法律上与えられており、契約社会では、自己の正常な意思能力に基づいて法律行為を行なうという原則がある。しかし、障がい、加齢に伴い、この意思能力が低下・喪失することにより、契約社会の中で生きづらさを感じている人達がいる。そこで、これらの者（未成年者、認知高齢者、知的・精神障がい者等、以下、制限行為能力者という）の生活を支えるために成年後見制度等がある。そこで、この科目ではこの制限行為能力者も、安心して生活できるように、彼らの権利を擁護する仕組み（成年後見制度等）を理解しなければならない。そのためには消費者契約法、特定商取引法、クーリングオフ等の法律や知識も知る必要がある。また、家族に関する問題（未成年者、高齢者の権利擁護、老親扶養、相続等）にも目を向けなければならない。</p>			
<p>授業計画</p> <p>第1回：基本的人権と権利擁護（自由権、社会権、幸福追求権など）  第2回：権利擁護と民法①（契約、不法行為）  第3回：権利擁護と民法②（親族関係、婚姻法、親子法、親権、扶養）  第4回：権利擁護と民法③（相続法全般）  第5回：行政法と権利擁護（行政手続、行政事件手続、情報公開法他）  第6回：社会福祉関連法と権利擁護  第7回：成年後見制度の概要①（法定後見制度、後見、保佐、補助の三類型の概要）  第8回：成年後見制度の概要②（成年後見人、保佐人、補助人）  第9回：成年後見制度の概要③（任意後見制度の概要）  第10回：日常生活自立支援事業、成年後見制度利用支援事業の概要  第11回：権利擁護に係るマンパワー（弁護士、司法書士、社会福祉士、市民後見人他）  第12回：権利擁護に係る組織（家庭裁判所、法務局、市町村長申立て）  第13回：団体の役割と実際（社団法人日本社会福祉士会権利擁護センター「ぱあとなあ」、社会福祉協議会、運営適正化委員会等）  第14回：権利活動と相談援助活動</p>			

第15回：本講義のまとめ（権利擁護活動の実際）

定期試験

学修内容

レポートテーマ1：「授業計画」の第1回から第10回までの学習内容について、テキストの第1章から第9章まで自己学修する。

科目修得試験：レポートについても添削指導を受け、レポートに合格したうえで科目修得試験を提出する。

教科書

(1) 福田 幸夫・森 長秀『権利擁護と成年後見制度 第4版—権利擁護と成年後見・民法総論』弘文堂 2018年

参考文献

(1) 野崎 和義『ミネルヴァ 社会福祉六法2021』ミネルヴァ書房編集部（国家試験受験予定者は購入を推奨）

(2) 直近の『成年後見関係事件の概況 ([www.courts.go.jp/siryo/kouken](http://www.courts.go.jp/siryo/kouken))

(3) 「権利擁護を支える法制度」 中央法規出版 社会福祉士養成講座9

学生に対する評価

レポート評価（50%）、科目修得試験（50%）を総合して評価する。